# 道路整備に全力投球

## 昭和46年度 一般会計当初予算 2億9千300万円

## 栄光の二十一世紀に向って全村の力を結集しよう

### 村政の三大支柱

（現代社会にふさわしい道路網の整備
農政を軸とした商工観光の循環施策
環境淳化教育福祉の充実で民生安定）

三月八日に開会した定例議会は、昭和四十六年度一般会計予算案をはじめ、二十二件の議案を審議、いずれも原案通り可決して十二日閉会しました。

議決された予算を昨年に比べてみますと、次の通り世相を反映してかなりの増額になっています。

◎一般会計
二億九千三百万円
一八・七％増

◎国民健康保険事業会計
一億五百三十七万円
一七・六％増

◎水道事業会計
二千百八十七万五千円
一五・八％増

◎間瀬簡易水道事業会計
百五十九万三千円
六・九％減
（繰越金の減少による）

◎農業共済事業会計
一千五百二十九万円
一四・〇％増

◎温泉集中加熱事業会計
一千三百五十九万一千円
八・一％増

**!!人間性の回復をめざす行政姿勢!!**

横山村長は議会審議のはじめに、施政方針の説明を行ないましたが、その中でますますうるおいを失ないすさんで行く世の中に、あたたかい人間性の回復をめざすことを、行政の基本姿勢とし、住民のなまの声を村政にこだまさせながら、真に「融和と前進」の実をあげるように強調しました。

そして、激動する社会情勢の中で、わが岩室村の進むべき道を確立し、栄光の二十一世紀に向って、着実なあゆみを続けるために、村内のあらゆるエネルギーを結集しようと呼びかけています。

**!!限られた財源を三本の柱に集中!!**

左の図にみられる通り、財源の約六割を「地方交付税」「国・県支出金」「村債」に頼っているのが、岩室村のサイフの中味です。




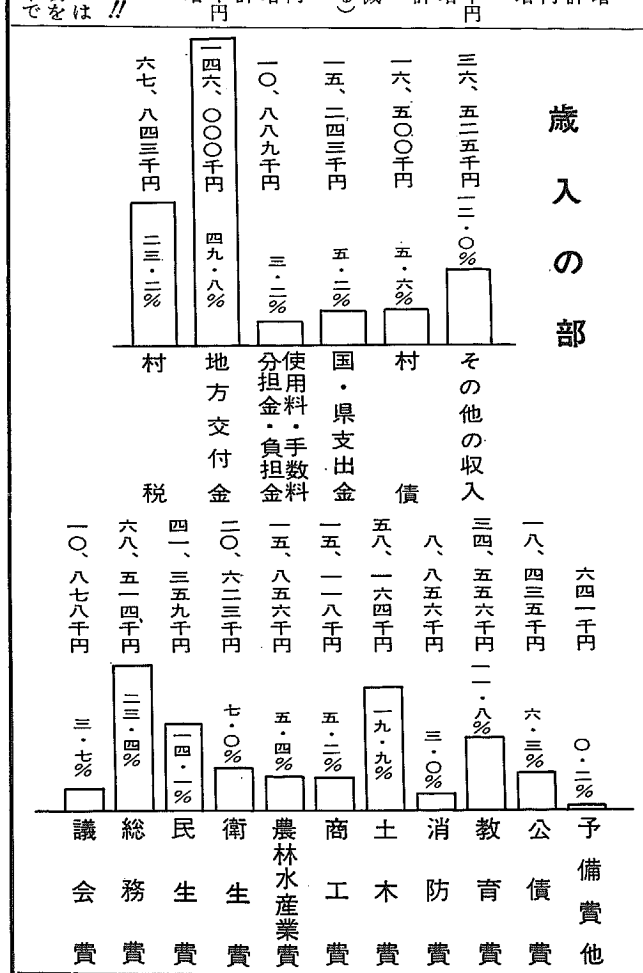


あれもこれもと考えても、思うようにできない現状をわかっていただけると思います。

このように限られた財源で、最大の効果をあげるために、

①スピード化する現代社会にふさわしい、道路網の整備を急ぐ。

②岩室村の基幹産業である農業を軸として、商工業観光の振興をはかる。

③公害を防ぎ、住みよい環境づくりにつとめ、教育や福祉行政を充実して、民生の安定をはかる、という三本の柱に、村政の重点がおかれたわけであります。

なかでも、道路や橋の整備には最重点がおかれ、全予算の約二割五千八百万円あまりの巨費が投入されています。

また、産業振興の面では工場誘致・企業の進出が進むなかで、主産業である農業の発展を中心におき、先祖伝来の一、三七〇ヘクタールの美田をあくまでも守り続け、来るべき時代の食糧基地を築こうという考えが明らかにされています。

同時に、海と山と温泉、そして緑豊かな里という、恵まれた観光資源を土台として、一大レジャーセンターが実現する日も近い。そのためにも惜しみなく努力しようではないかということであります。

**!!福祉行政に血を通よわせて!!**

「体を鍛えよう」というスローガンのもと、スポーツの振興をはかることも、「住民相談所」を設けて、明るく和やかな雰囲気で暮せる村づくりをしようとすることも、みんなこれは、村民生活の安定をねがっての行政の姿です。

大地をしっかり踏みしめ目はまっすぐ未来を見つめて、全村民がしっかり手を組んで、「緑と太陽の里」を築いていきましょう。

（村長の施政方針から）



## 観音像の奉賛会結成

### 浄財一千万円の募金はじまる

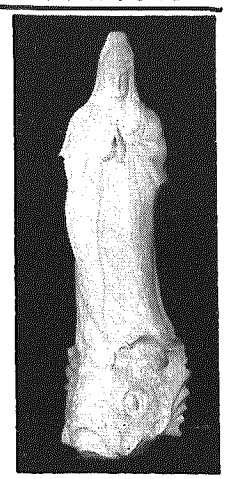

間瀬銅山跡に建立を計画されていた、魚籃（らん）観音像の奉賛会が結成されました。（註……参照）

奉賛会は、村長と村会議長をはじめ、議会議員・各字区長・各機関団体の代表など、八十六名の方々が発起人となり、去る三月十六日準備会を開催、経過とその趣旨を了承して発足したものです。

海難救助・遭難者の冥福・家内安全・交通安全祈願・魚霊供養の象徴にしたいという趣旨の魚籃観音像の概要は、次のとおりです。

・高さ……十五メートル（御本体　八メートル）（台座　七メートル）
・経費……一千万円。（環境整備費を含めての浄財募金目標額）
・製作者……早川亜美氏（新潟市在住。新潟国体の聖火台などの作者）

奉賛会では、今年八月開眼をめざして村内外の御協力をお願いしています。

註　魚籃観音は観世音菩薩の一変相。魚を入れた竹かごを持つ姿が特徴とされている。間瀬の観音像は魚型の上に立つ合掌観音像。

村誌編纂調査員リレー寄稿

## 貴重な明治期の資料

新潟女子高等学校　本間　恂一

村誌編纂の仕事は役場、村民の方々の暖い御協力によって快調に進んでいます。

私は明治時代と昭和期を担当していますが、すでに数回にわたって、村内をまわり、貴重な資料を採訪させていただいています。

明治時代は我が国が古い制度から脱皮して、外国の先進文化をとりいれ、近代国家を建設しようとした、情熱に溢れた時代でした。それだけに、政治、経済、文化などあらゆる面で激しい変化のみられた時代です。比較的新しい時代だけに、資料は豊富なように考えられがちですが、案外乏しいのが実情のようです。しかし岩室村の各部落の区有文書や個人の文書の中には多くの貴重な資料があります。

いままで調べたもののうちからとくに目立ったものをあげてみましょう。

各部落の区有文書で目立つのは「学校設立費資金割当帳」などの、明治初年の学校建設関係の資料です。明治五年の学制発布にともない全国各地で小学校が設立されましたが、学校設立資金および運営費の殆んどは地元住民の負担によっていました。岩室村にはこの関係の資料が多く、村民の拠出金額、学校設立の情熱をくわしく知ることができます。また現在役場に保管されている日露戦争に従軍された旧和納村の従軍兵士の手紙をまとめた「征露の記録」（七巻）も珍らしい貴重な資料です。この記録から当時の村民の考え方、世相などをよみとることができます。さらに、旧間瀬村にも漁業関係の資料が多く出ています。このほか、土地関係、政治関係などの資料もいま懸命に収集しています。しかし、貴重な資料は一日一日、散逸する恐れがあります。とくに明治初年のものは、きわめて貴重です。皆様の御宅にもし、明治資料がありました役場企画課の方に御一報下さい。すぐ調査させていただきたいと思います。

可能なかぎりの資料を収集して、事実にもとづいた村誌を書きたいと思っています。皆様の御協力をお願い致します。

## 拠出制国民年金の支給開始

### ――支払とその手続き――

国民年金の老令年金は加入者の皆さんが年をとったときの、所得保障としての給付です。さて、待ちにまったいわゆる十年々金といわれる老令年金の給付が目前にきています。そこでこの年金をうけるためにどんな手続が必要かのべることにしましょう。

**準備が大切!!**

まず、年金をうけるためには、きめられた条件が必要です。つまり、明治三十九年四月一日から明治四十四年四月一日までに生れた人は、つぎのどれかに該当していなければなりません。

(1)かけ金をした月数が一二〇月
(2)かけ金を免除された月数が一二〇月
(3)かけ金をした月数と、かけ金を免除された月数の合計が一二〇月

なかには、この一二〇月という条件に少し足りない人がおられるかもしれません。また納め忘れて未納となっている分かもしれません。これらのかけ金はすぐ納めていただくことが必要です。

また、国民年金の納めた（免除）月が一二〇月に足りないけれども厚生年金や共済組合あるいは旧令（旧共済組合など）に加入したことのある人は老令年金のかわりに通算老令年金に該当する場合がありますので注意を要します。

**貸付金制度もある!!**

前にのべた条件に該当する人のために保険料の追納制度があります。しかしいまの経済状態が思わしくないのでこれもできない人のため、免除された月分に相当するかけ金を貸し出し納めてもらう途があります。これを利用しますと全期間納めた人と同じ年金額をうけることができ非常に有利となります。

**裁定請求は!!**

老令年金をうけるには裁定請求をしなければなりません。裁定請求の届は役場の年金係で受付けます。

**受付は四月からです**

年金をうけはじめるのは受給権発生日の翌月からです。

**受給権の発生日は六十五才の誕生日の前日です**

年金は六十五才から支給されるのが原則ですが特に希望する場合には六十才からでも繰上げて支給されます。希望する人はその旨、請求して下さい。

しかし、この請求をしますと年金額が減らされ、しかも失権（死亡）するまでその額で支給されますので病弱な方以外はよく考えて請求して下さい。このほか繰下げ請求もあります。

**いつどこで年金をうけるか!!**

年金をうける権利が請求書をだすことによってきまりますと国民年金証書と裁定通知書が社会保険庁から送られてきます。

そして年金は二月、五月八月、十一月の年四回に分けて請求者が希望した銀行や金庫に送金されます。銀行や金庫ですと預金等口座に自動的に振り込まれ同時に通知もあります。又郵便局の場合ですと請求者あてに支払通知がきますので、この通知書と年金証書をもってうけとりに行くことになります。

最後に昭和三十六年四月一日に高令任意加入被保険者となったがなにかの都合でやめた人でも、納めた期間などが四年をこえているときは特例による老令年金の支給をうけることができますので、これらの人も裁定請求を忘れないで下さい。

いずれにしても請求者の皆さんが満額の年金をうけられるよう、不明の点はいつでも年金係までおいで下さい。